

後を断たない飲酒運転

知ってて乗るなんて 最も恥すべき行いですヨ

12/11/10
年末年始の
交通事故防止運動

年末年始は忘年会や新年会などが続き、お酒を飲む機会が多うしても多くなります。
ドライバーの皆さん、"乗るなら飲むな、飲んだら乗るな"を合言葉に安全運転に心掛けてください。

④翌日の仕事に車が必要だったから。

⑤今まで捕まったことがなかった。

以上は、飲酒運転を犯したドライバーの"自己弁護"の主なものです。こうしたいいわけをすること自体、アルコールが人体に与える影響をまったく理解していないといっているでしょう。
ビール一本飲めば危険度は二倍半になる

ドライバーの皆さん、「まあ、堅いこと言わないでビール一杯ぐらい」などと勧められ、つい飲んでしまったことはありませんか。「少しの酒なら、かえって運転の腕がさえてくる」などと本気で思っている人はいませんか。もしそんな人がいたとしたら、とんでもない思い違いです。

八日市場警察署管内では、昭和五十八年度、一二人が飲酒運転で検挙されています。また、飲酒運転が原因で十四件の事故が発生し、三人が死亡、四人が重軽傷を負っています。

お酒が及ぼす

怖さを知らないのでは？

- ①あまり酔っていないと思った。
- ②酔った勢いで。
- ③ひと休みして酔いが覚めたと思っただ。

お酒を飲むと、認知、判断、実行という運転に必要な能力がグンと落ちてしまいます。このため信号機や道路標識を見落としたり、歩行者の発見が遅れたりするので。また、一時停止を無視したり、肝心の運転操作も遅れがちになってしまいます。
ドライバーの中には「酔わない程度の酒なら大丈夫」と本気で信じ込んでいる人もいます。ですが、決して"大丈夫"でないことは次のデータでも明らかです。

ドイツの医学者フロイデンベルグが行った「血中アルコール濃度と事故の危険度」の調査によると、ビール一本を飲んだ状態で車を運転した場合、アルコールが体内に全くないときに比べて死亡事故の危険度は二・五倍に増えているのです。
**「飲んだら乗らない」
あなたの自覚が一番大切**
常に、心身ともに万全の状態
でハンドルを握る……ドライバーである以上、必ず守らなければならぬ基本的なモラルの一つです。

もちろん、道路交通法でも「何人も酒気を帯びて車両等（自動車、原付など）を運転してはならない」と定めています。しかし、こういって後を断たない飲酒運転。知つていながら酒を飲んで車を運転することは、最も恥すべき行動ではないでしょうか。
飲酒運転をなくすには、家庭や職場、地域社会などで、「飲んだら乗らない」という鉄則を確立することです。もちろん、それらに増して大切なのは「私は絶対に飲酒運転はしない」というドライバー自身の自覚であることは言うまでもありませんが……。

昭和六十年四月入所、町内各保育所の入所希望児童の受け付けを十二月二十日まで行っています。
保育所に入所できる基準は次のとおりです。
(1)5までの場合で、その家庭で母親以外の人が児童を保育できる場合は除かれます。
①児童の母親が日中家庭の外で仕事をすることが普通なので児童の保育ができない場合。
(家庭外労働)
②児童の母親が日中家庭内で日常の家庭以外の仕事をすることが普通なので児童の保育ができない場合、ただし、父親がその仕事に従事していて、なおかつ、
使用人がいる場合は除かれる。
(家庭内労働)
③母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由で母親のいない家庭の場合。
(母親のいない家庭)
④母親が出産の前後や病気などで児童の保育ができない場合。
(母親の出産等)
⑤長期間にわたる病人や心身障害者の看護に母親が当たっており、児童の保育ができない場合。
(病人の看護等)
⑥火災や風水害や地震などで家を失ったり、破損したりしたため、復旧の間児童の保育ができない場合。
(家庭の災害)
※以上の基準に該当しない児童は入所手続きはできません。
また、学齢前児童が一人以上いる家庭で一人だけの入所手続きはできない場合があります。
希望者は、各保育所、厚生課に備え付けの申請用紙に記入のうえ、各保育所または、厚生課福祉係へ提出してください。
添付書類 源泉徴収書の写・内職証明書・雇用証明書(源泉徴収書のない方)

来春保育所入所 児童を募集 締切りは 12月20日

